

（平 26 . 5 . 23
礎 2 - 3）

税制調査会（基礎小委②）

〔個人住民税関係〕

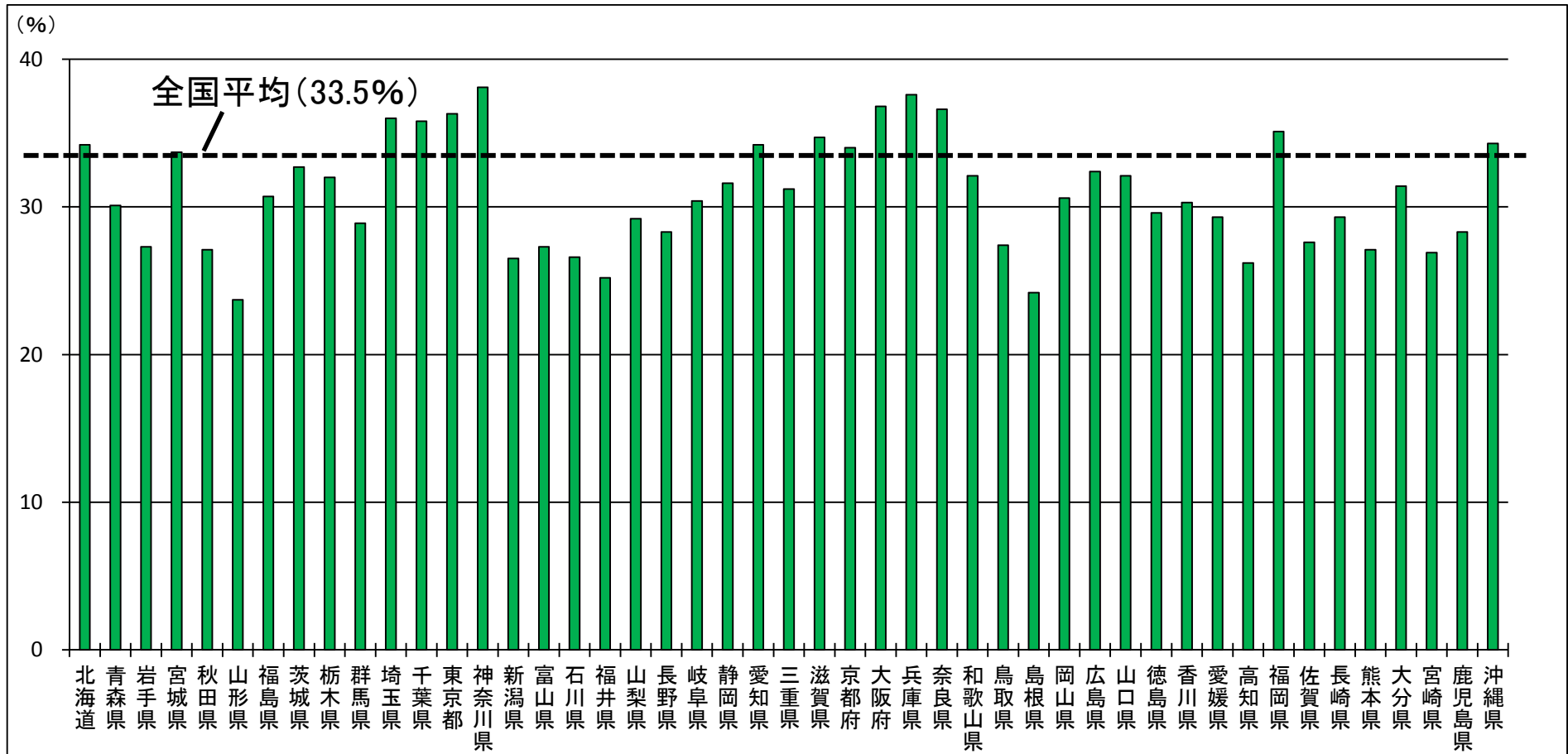
平成 26 年 5 月 23 日（金）

総 務 省

世帯の就業状態についての都道府県別の状況

○「結婚している世帯数」に対する「夫婦のいずれか一方が無業者の世帯数」の割合

$$\text{割合} = \frac{\text{夫婦のいずれか一方が無業者の世帯数}}{\text{結婚している世帯数}}$$



(出典)平成24年就業構造基本調査(総務省統計局)

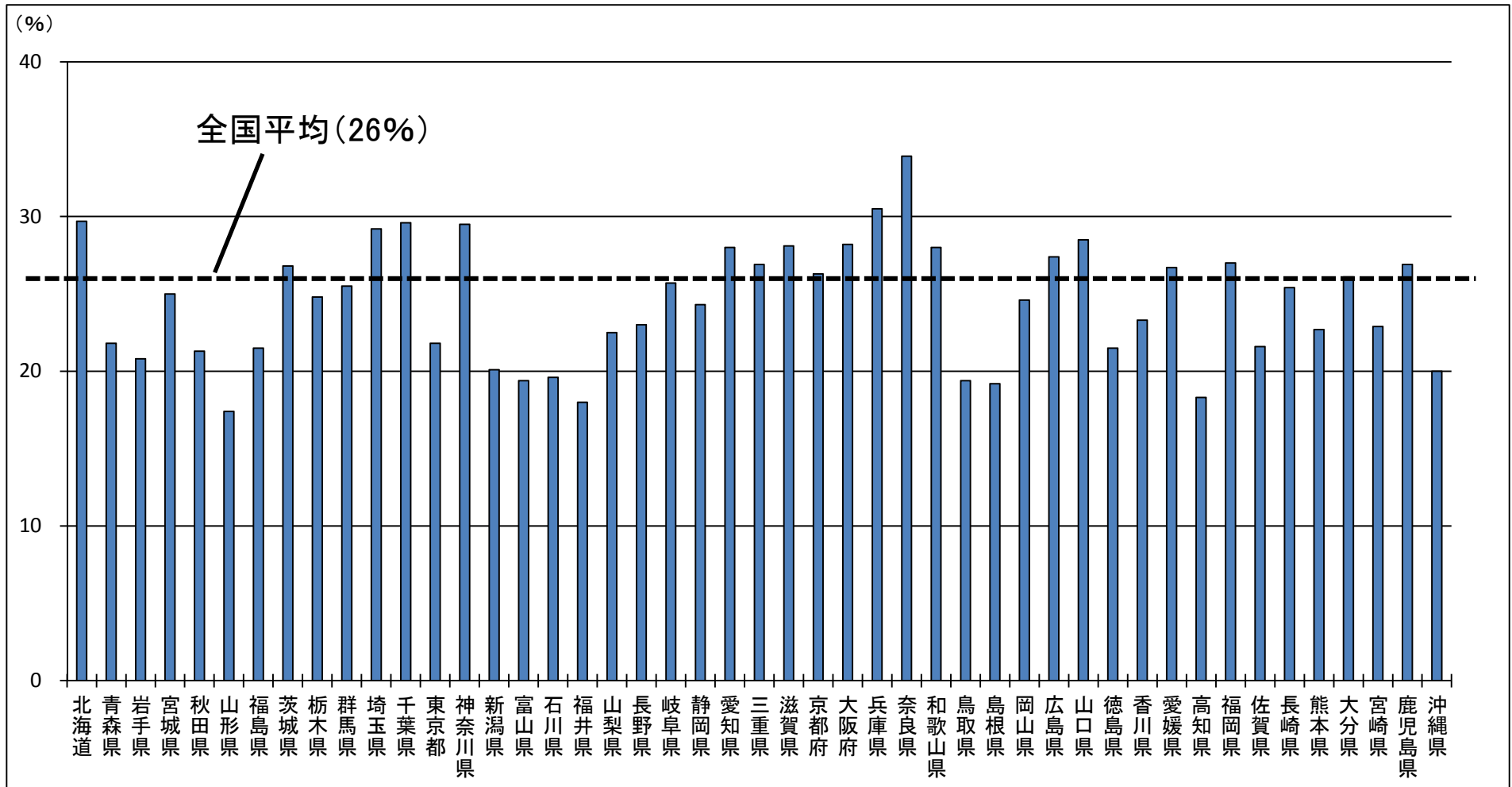
(注1)結婚している世帯数は、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦、子供と親から成る世帯」の計。

(注2)無業者は、「ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者」と定義されている。

個人住民税における配偶者控除の都道府県別適用状況

○「所得割納税義務者」に対する「配偶者控除適用者数」の割合

$$\text{割合} = \frac{\text{配偶者控除適用者数}}{\text{所得割納税義務者数}}$$



(出典)平成25年度市町村税課税状況等の調。
 (注)配偶者控除適用者数には老人控除対象配偶者を含む。